

ICD

International Cooperation Department
Research and Training Institute
Ministry of Justice of Japan



目次

● 故三ヶ月章元法務大臣の言葉	01
● 法制度整備支援 Q & A	02
● 国際協力部の機構と国際法務総合センター	05
● 法制度整備支援の主な内容	06
● 国際協力部の仕事	08
● 各国への法制度整備支援	
ベトナム	10
カンボジア	11
ラオス	12
インドネシア	13
東ティモール/モンゴル	14
ウズベキスタン	15
バングラデシュ/スリランカ	16
ネパール	17
ウクライナ/キルギス	18
タンザニア/フィジー	19
ミャンマー	20





アジア諸国に先立って、全く独力で、
フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の
三大潮流を自らの栄養として取り込んだ
日本の法律制度と法学は、
かくて、漸く外に向かって自らの体験を
語りかけるべき時を迎えたのである。

元法務大臣・東京大学名誉教授 故 三ヶ月章

— ICD NEWS 第3号



法制度整備支援

Q&A

法制度整備支援について、よくあるご質問にお答えします。



Q1

国際協力部は、どのような組織ですか？

A1

法務省は、1994年からアジアの国々に対して法制度整備支援を行ってきましたが、各国から支援の要請が年々高まったことから、2001年4月に法制度整備支援を行う部署として、法務総合研究所内に国際協力部（ICD）を新設しました。

国際協力部には、検察官、裁判官等出身の教官と弁護士、国際専門官がいます。

Q2

どのような機関や人と協力しているのですか？

A2

国際協力部は、外務省等の官公庁、独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、裁判所、検察庁、弁護士会、大学関係者と緊密に連携し、活動しています。国際民商事法センターは、民商事法分野の法制度整備支援を目的として、財界・学会・法曹界の協力を得て1996年4月に設立された財団で、心強いパートナーです。

Q3

国際協力部が行う 法制度整備支援とは何ですか？

A3

開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が実施する法制度の整備を支援することです。国際協力部では、これまで、民事法分野、刑事法分野、行政法分野など幅広い法律分野に関する法制度整備支援を行ってきました。国際協力部では、以下の3つを基本的な柱として法制度整備支援を行っています。

- ①基本法令の起草・改正支援
- ②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援
- ③法曹実務家（検察官、裁判官、弁護士）等の人材育成支援

Q4

国際協力部が行う日本の 法制度整備支援の特徴は何ですか？

A4

支援の成果である法律や制度は、相手国に根付くことが必要です。ですから、国際協力部が行っている日本の法制度整備支援は、日本の法制度を押しつけるような方法ではなく、相手国の立法・司法関係者と対話をしながら、相手国の実情に適合した法律や制度を共に考える手法（寄り添い型の支援）を採っています。

また、そのような過程を通じて、相手国が主体的に制度を構築し、さらには、運用・改善できるような能力向上を図ることを重視しています。

このように、人と人との協力によって行われている日本の法制度整備支援は、「顔の見える国際協力」の1つの例であると言えます。

Q5 日本はなぜ 法制度整備支援を行うのですか？

A5

世界には、そもそも法律が十分に整備されていない国や、公正な裁判制度が確立していない国があります。それらの国々で、法の支配が浸透して、個人の権利が守られ、自由で公正な経済活動が広がることは、社会の発展の基盤として、その国の繁栄につながり、さらには国際社会全体の平和と安全の実現につながります。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員である日本の責務でもあり、同時に他国からの信頼を培うものです。また、日本企業の海外展開を後押しするための投資環境整備という目的もあります。

Q6 これまでの法制度整備支援により、 どのような成果がありましたか？

A6

例えば、基本法令の起草支援を通じて、民法等の法典、各種法律の解説書等が数多く完成しました。また、法曹実務家等の人材育成支援を通じて、司法機関等の中枢部で活躍する人々を始めとする大勢の人材が輩出されました。この他にも、研修やセミナー等を通じて、幅広い法的知識や実務経験が相手国の司法関係者の間で共有されています。



機構



法務総合研究所

国際法務総合センター

国際法務総合センターは、2017年10月、東京都昭島市に、法務省の国際協力活動の推進・強化、矯正医療機能及び矯正職員育成の促進等の目的から設立され、国際協力部（ICD）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所及び公安調査庁研修所の7つの施設で構成されています。



国際法務総合センター国際棟



国際会議場A
(国際法務総合センター国際棟内)



国際会議場B
(国際法務総合センター国際棟内)

法制度整備支援の主な内容 (2025年3月末現在)



● ウズベキスタン共和国

～協力開始（2001年）～

- 倒産法注釈書作成支援（2007年刊行）
- 行政法解説書作成支援
- 犯罪白書作成支援
- 民法・民事訴訟法の運用等に関する支援
- 司法能力強化に関する研修

● ウズベキスタン

● キルギス

● カザフスタン

● タジキスタン

- 中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施（2008年～2013年）

● キルギス共和国

～協力開始（2025年）～

- 行政手続・司法手続のオンライン化、国際調停、マネーロンダリング規制に関する共同研究を実施



● モンゴル国

～協力開始（2004年）～

- 調停制度強化支援
- 商取引法に関する共同研究を実施



● ネパール

～協力開始（2009年）～

- 民法起草支援（2017年制定）
- 裁判所能力強化支援
- 民法概説書作成、民法普及活動支援
- 新刑法・刑事訴訟法・量刑法（2017年制定）



● バングラデシュ人民共和国

～協力開始（2016年）～

- 調停、裁判所機能強化支援



● スリランカ民主社会主義共和国

～協力開始（2019年）～

- 刑事司法機能改善に関する支援



● ミャンマー連邦共和国

～協力期間（2013年～2023年）～

- 法令起草、審査支援
- 調停の導入等に向けた制度構築支援
- 執務参考資料作成支援
- 法曹人材育成支援
- 長期専門家を派遣（2014年～）
- 2021年2月のミャンマー国軍によるクーデター以降、全支援活動を停止し、2023年5月、プロジェクトの期間満了に伴い支援終了



● カンボジア王国

～協力開始（1996年）～

- 民法起草支援（2007年公布）
- 民事訴訟法起草支援（2006年公布）
- 法律人材育成支援
- 民法、民事訴訟法普及、運用改善支援
- 長期専門家を派遣（2006年～）





● 中華人民共和国

～協力期間（2007年～2021年）～

- 民事訴訟法、民事関連法改正支援
- 行政訴訟法、行政関連法改正支援（権利侵害責任法（2009年公布））
- 渉外民事関係法律適用法（2010年公布）
- 改正民事訴訟法（2012年公布）
- 消費者権益保護法（2012年公布）



● ベトナム社会主義共和国

～協力開始（1994年）～

- 民事訴訟法起草、改正支援（2004年、2011年、2015年公布）
- 破産法改正支援（2004年、2014年公布）
- 民法改正支援（2005年、2015年公布）
- 民事判決執行法起草、改正支援（2008年、2014年公布）
- 国家賠償法起草支援（2009、2017年公布）
- 刑事訴訟法改正支援（2015年公布）
- 行政訴訟法支援（2010年公布）
- 検察官マニュアル作成支援（2007年刊行）
- 民事判決書標準化・判例整備支援
- 司法機関等（裁判所、検察庁等）の能力改善支援
- 法令の整合性確保及び統一運用・適用のための手法・制度整備支援
- 長期専門家を派遣（2000年～）



● インドネシア共和国

～協力開始（1998年）～

- 和解・調停制度強化支援
- 裁判官養成制度に関する支援
- 知的財産権保護・法的整合性向上に関する支援（2017年～2021年）
- ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化支援（2021年～）
- 長期専門家を派遣（2016年～）

INDONESIA

TIMOR-LESTE



● ラオス人民民主共和国

～協力開始（1998年）～

- 民事判決書マニュアル作成支援（2006年刊行）
- 民法・商法教科書作成支援（2007年完成）
- 民事・刑事訴訟法ハンドブック作成支援（2014年刊行）
- 法律人材育成支援
- 経済紛争解決法ハンドブック作成支援（2017年完成）
- 捜査段階Q&A集作成支援（2017年完成）
- 労働法ハンドブック作成支援（2018年完成）
- 捜査段階Q&A集改訂版作成支援（2018年完成）
- 民法典起草支援（2018年成立、2020年施行）
- 長期専門家を派遣（2002年～2006年、2010年～）



● 東ティモール民主共和国

～協力開始（2009年）～

- 法案起草能力向上支援
- 法曹人材育成支援
- 司法関係機関能力向上支援



● フィジー共和国

～協力開始（2025年）～

- 民事裁判の長期化対策と司法・行政手続のデジタル化・効率化等に関する共同研究を実施

国際協力部の仕事



インドネシア JICA プロジェクトオフィス

JICA 長期専門家（1年以上滞在）として法務省から検事（裁判官を含む）らを派遣し、日常的に支援を続けています。



現地



ベトナムでの現地セミナー

現地セミナーの企画・実施に協力し、講義をしています。

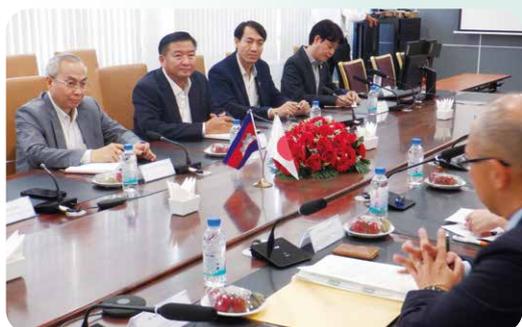


日本 ASEAN 特別法務大臣会合の特別イベント

アジア地域における民事・刑事法分野等の調査研究や各国との共同研究を通じて交流しています。



調査・研究



カンボジアでの現地調査の様子

独自に、又は JICA 調査団に参加し、現地で様々な調査をしています。

対象国の司法関係者を日本に招いて行う研修を
企画・実施しています。

国内

現地での活動を支援するために国内の研究者や
法律実務家で構成される部会に参加しています。

法制度整備支援に携わる各機関・関係者を招き、
情報交換・討論を行う「法整備支援連絡会」を開
催しています。

情報交換・広報

機関誌「ICD NEWS」を定期的に発行するほか、
学生向けのシンポジウムやインターンシップ、講
義も実施しています。



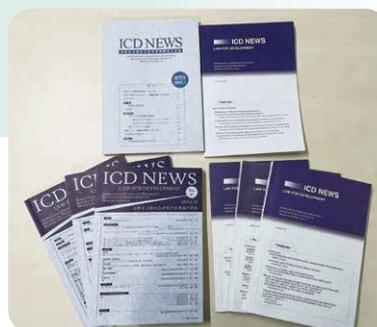
ネパール本邦研修



バングラデシュ司法省関係者との会議



法整備支援連絡会



機関誌「ICD NEWS」

各国への法制度整備支援



ベトナム社会主義共和国

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策を導入し、市場経済化を促進するための法整備が進められ、ベトナム政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。法務省は、この要請に応じて、1994年に、初めてベトナムの司法関係者を日本に招いて研修を実施しました。

1996年には、JICAによる「法整備支援プロジェクト」が始まり、以降、現在行われているプロジェクトに至るまで、大きく7つのプロジェクトが実施されています。当初、プロジェクトの実施機関は司法省のみでしたが、その後、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会などが加わり、支援が拡大していきました。

ベトナムでは、これまでのプロジェクトを通して、基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など、幅広い活動が行われてきました。その結果、民法、民事訴訟法などの重要法令の制定や、法律実務家を対象とした実務マニュアルの共同作成など、多くの成果を上げてきました。

2021年からは、上記4機関に首相府及び共産党中央内政委員会を加えた6機関を対象として、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が開始されました。このプ

ロジェクトは、ベトナムにおける法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、法制度の質や執行の効率性が国際標準に照らして向上することを目的として、各実施機関が自ら最優先課題を選定し、それらをワーキンググループ形式で研究・討議することを活動内容とした、新しい取組です。

国際協力部は、創設以来、日本での研修を受け入れるなどして全面的にプロジェクトの活動に協力しており、法務省も、現在、検事及び民事局の行政官を長期専門家として現地に派遣しています。

日本にとって、ベトナムは、法制度整備支援の初めての相手国であり、2024年には、支援開始から30年の節目を迎えました。



プロジェクトのハイレベルフォーラム



ベトナム最高人民検察院(SPP)での集合写真



現地活動の様子

1986年	ドイモイ（刷新）政策導入：市場経済化に向けた法整備が必要に
1991年	ベトナムから日本に対し法整備支援の要請
1994年	法務省がベトナム司法省に対する本邦研修を開始
1996年	JICA 法整備支援プロジェクト開始（起草支援、人材育成支援）
2000年	法務省職員（検事）を長期専門家として派遣開始（現地に常駐）
2007年	JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト開始（起草支援、人材育成支援、実務改善支援）
2015年	JICA2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（起草支援、人材育成支援、実務改善支援、法令間の整合性の確保等を目的とした支援）
2021年	JICA 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（上記に加え、法制度の質や執行の効率性の向上を目的とした支援） 法務省職員（民事局出身の行政官）を長期専門家として派遣開始（現地に常駐）



カンボジア王国

カンボジアでは、1970年代のポル・ポト政権時代に行政法律の廃止や法律家を含む知識人の大量虐殺等により法・司法制度は大きな打撃を受けました。そのため、内戦後は、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的な課題となり、カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

法務省は、この要請に応じて、1996年からJICAによる技術支援の一環としてカンボジアの司法関係者を日本に招いて研修を実施しました。

1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のためのJICAによる「法制度整備プロジェクト」が開始され、その後も、2005年からカンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行うなどの王立裁判官検察官養成校での人材育成支援プロジェクトが、2012年からは、カンボジア司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学の4機関を実施機関として、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とするプロジェクトが、2017年4月からは、司法省を実施機関として、民法・民事訴訟法を広く適切に適用することを目的とするプロジェクトが、それぞれ行われました。

そして、2022年11月から現在まで、司法省を実施機関とし、王立司法学院を対象機関とした、裁判官等司法関係者の人材育成を目的とするプロジェクトが行われています。

これらのプロジェクト活動の成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ制定されたほか、現在では王立裁判官検察官養成校出身者が教官を務めるようになっていきます。

これらのプロジェクトを実施するため、国際協力部は、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しており、法務省も裁判官出身者を含む検事を長期専門家として現地に派遣しています。

また、2020年1月には、法務総合研究所と王立司法学院との間で法・司法分野の研修、人材育成に関する協力覚書の署名・交換が行われ、これに基づいて、国際協力部は、現在まで、売買契約や人事訴訟等をテーマに継続してセミナーを実施するなどしています。



プロジェクト関係者との集合写真



会議の様子



JICA プロジェクトオフィスの様子

1994年	カンボジアから日本に対し法整備支援の要請
1996年	法務省がJICAによる技術支援の一環として本邦研修を開始
1999年	JICA「法制度整備プロジェクト」開始
2005年	JICA「裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト」開始
2006年	法務省職員（検事）を長期専門家として派遣開始（現地に常駐）
2007年	カンボジア司法大臣招へい（法整備支援連絡会にて特別講演）
2012年	JICA「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」開始
2017年	JICA「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」開始
2020年	王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書を締結
2022年	JICA「法・司法分野人材育成プロジェクト」開始

ラオス人民民主共和国

ラオスでは、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を導入するとともに、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備が進められ、ラオス政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

法務省は、この要請に応じて、1998年からJICAによる技術支援の一環としてラオスの司法関係者を日本に招いて研修を実施し、ラオスへの法整備支援を開始しました。そして、2003年にJICAによる法整備支援プロジェクトが開始されました。その後、2010年7月からは、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）が、また、2014年7月からは、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）が、2018年7月からは法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ1）がそれぞれ関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関として実施されました。また、これらと並行して、2012年には、ラオスの念願であった統一的な民法典の起草作業に対する支援もその活動に加わりました。

そして、2023年7月から現在まで、上記関係4機関を実施機関として、JICAによる法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）が実施され、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成を目標として、基本法令の理解を促進する論点集の作成や基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果

的な研修等の実施に向けた様々な活動を行っています。

これらのプロジェクトの結果、執務参考資料の作成や法学教育・法曹養成等研修の改善活動等を通じた人材育成能力の強化が進められ、ラオスの法・司法分野における中核人材の育成が図られるなどしたほか、民法典が2018年12月に成立（2020年5月に施行）し、ラオスの民事法の重要な柱となっています。

国際協力部は、創設以来、ラオスに対するこれらのプロジェクト活動に対し、本邦研修の受け入れを行うなどの協力を行っており、法務省もこれらのプロジェクトに検事を専門家として現地に派遣しています。

また、2018年12月には、法務総合研究所が、JICAプロジェクトとは別に、ラオス国立司法研修所との間で、法・司法分野における研修等についての協力覚書を取り交わしており、これに基づき、国際協力部において、共同セミナーを継続的に開催するなど、両機関の間の連携・協力を強化しています。



現地セミナーの様子



ラオス現地ワーキンググループ活動



現地調査の様子

1986年	新思考（チンタナカーン・マイ）政策、新経済メカニズム導入：市場経済化に向けた法整備が必要に
1998年	法務省がJICAによる技術支援の一環として法整備支援研修を開始
2003年	JICA法整備支援プロジェクト開始
2010年	JICA法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1開始
2014年	JICA法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始
2015年	法務省がラオス司法大臣を招へい
2018年	JICA法の支配・発展促進プロジェクト・フェーズ1開始 法務総合研究所とラオス国立司法研修所との間の協力覚書に基づく共同セミナー開始
2023年	JICA法の支配・発展促進プロジェクト・フェーズ2開始



インドネシア共和国

インドネシアでは、1990年代半ばから、法曹養成の活性化や汚職撲滅などといった司法制度の改革が重要な国家的課題の一つとして位置付けられるようになり、国際協力部は、インドネシア政府からの要請を受けて、2002年から、JICAが実施する枠組みで、法曹関係者に対する研修等の支援を開始しました。

また、国際協力部は、2007年から2009年までの間、JICAによるインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトに協力し、インドネシア最高裁判所を実施機関として、和解及び調停に関する最高裁判所規則の改正、調停人養成研修制度の改善等にも貢献してきました。そして、同プロジェクト終了後は、2010年から2015年までの毎年度、国際協力部は法務省独自の枠組みでインドネシア最高裁判所判事らを招へいし、裁判官の人材育成に関する共同研究を実施するなど、インドネシア最高裁判所に対する支援を継続し、インドネシア側との信頼関係を強化してきました。

さらに、2015年からは、JICAによるインドネシア最高裁判所、法務人権省知財総局及び同省法規総局の3機関を実施機関とするビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトを実施し、法務省も2016年から、裁判官出身者を含む検事を長期専門家とし

て現地に派遣し、全面的にこのプロジェクトに協力しました。

2021年10月には、上記プロジェクトを発展させる形で、インドネシア最高裁判所及び法務人権省法規総局を対象機関として、法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上を目標としたJICAの新プロジェクトが開始され、国際協力部はこのプロジェクトにも引き続き協力しています。



会議の様子



インドネシア法務人権省法規総局(外観)



JICAプロジェクトオフィスの様子

1998年	法務省が経済法研修の実施等の協力を開始
2002年	国際協力部がJICAによる技術支援の一環として本邦研修を開始
2007年	JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクト（～2009年）開始
2010年	法務省独自の枠組みで、現地調査及びインドネシア最高裁判所判事らを対象にした人材育成に関する共同研究を開始（～2015年）
2015年	JICA ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト開始（～2021年）
2021年	JICA ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト開始



東ティモール民主共和国

東ティモールは、長年にわたる紛争を経て2002年によりやく独立回復を果たした国であり、諸外国、国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めていますが、法・司法分野では、法制度整備の遅れ、司法関係機関における人材の不足が問題となっています。

国際協力部は、2009年から、東ティモール司法省法律諮問立法局等に対し、ニーズに応じた具体的な法案を題材として、東ティモールの法案起草担当者が同国の実情に即した形で自ら法案を起草することができるよう、その能力



司法省職員との集合写真



現地セミナーの様子

を向上することを目的とした活動を実施しています。その他、法曹人材の育成、司法関係機関の能力向上等を目的とした活動も実施しています。

2009年	JICAによる技術支援の一環として法案作成能力向上研修に協力（～2010年）
2011年	国際協力部による現地セミナー及び共同法制研究（～2012年）
2013年	JICAによる技術支援の一環として支援（法制度アドバイザー）（～2014年）
2014年	国際協力部による現地セミナー、共同法制研究等（継続。なお、2020年にJICAと司法省との間で短期専門家派遣を含む個別案件に係る覚書を締結）



モンゴル国

モンゴルでは、1990年に社会主義が事実上放棄され、また、1992年には、新憲法が制定され、モンゴル人民共和国からモンゴル国へと国名が変更されました。以来、モンゴルは、市場経済への移行に伴い、国際機関や外国の支援を受けながら、民法典を含む多くの法令を制定しています。

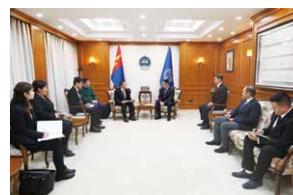
国際協力部は、モンゴルから法律面での協力要請を受けたことから、2001年、モンゴルの司法制度等を調査するとともに、モンゴルの司法関係者等を招へいして、両国の司法制度に関する比較セミナーを実施しました。

その後、JICAにより、2004年から法整備支援アドバイザーが派遣され、2006年からは弁護士会強化計画プロジェクト、2010年からは調停制度強化プロジェクト、2013年からは同プロジェクト・フェーズ2がそれぞれ実施されましたが、国際協力部は、調停制度強化プロジェクトにおいてアドバイザーグループの活動に参加するなどして協力してきました。

また、国際協力部は、ビジネス環境整備を目的として商



現地セミナーでの集合写真



現地協議の様子

法典の制定を検討していたモンゴルからの要請に応じて、2018年から、モンゴル法務・内務省の職員や裁判官、モンゴル国立大学教授等を招へいして商取引法に関する共同研究を実施するなど、モンゴルにおける商法典の制定に関する支援活動を続けています。

さらに、2021年には、法務総合研究所とモンゴル国立法律研究所との間で、法・司法分野における人材育成についての協力覚書を取り交わし、これに基づき、国際協力部がセミナーを実施するなど、両機関の間の連携・協力を強化しています。

2001年	司法制度比較セミナー実施
2004年	JICA 法整備支援アドバイザーの派遣
2006年	JICA 弁護士会強化計画プロジェクト開始
2010年	JICA 調停制度強化プロジェクト開始
2013年	JICA 調停制度強化プロジェクト（第2フェーズ）開始（～2015年）
2018年	商行為法共同研究開始
2021年	モンゴル国立法律研究所と法務総合研究所との間で協力覚書を締結





ウズベキスタン共和国

ウズベキスタンでは、1991年にソビエト連邦の解体とともに独立し、計画経済から市場経済への移行を図るなど、司法・行政改革を開始しました。国際協力部は、ウズベキスタンからの要請に応じて、2001年以降、JICA及び名古屋大学と協力してウズベキスタンの民事法や行政法等に関する調査や、国別研修、現地セミナー等を実施してきました。また、2008年から2013年にかけては、ウズベキスタンを含む中央アジア4カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン）に対する中央アジア比較法制セミナーを実施しました。

その後、国際協力部は2018年に日本の研究者らが起草支援をしていた行政手続法・行政訴訟法が成立したことをきっかけに、ウズベキスタンに対する法制度整備支援活動を、更に積極的に実施するようになりました。

国際協力部では、2019年からウズベキスタン国内の専門家によるワーキンググループと共同で、行政手続法の解説書を作成する支援を実施しているほか（2024年にその第一弾が出版されました。）、2020年からは、刑事司法分野へも支援を広げ、ウズベキスタン最高検察庁アカデミー（現・ウズベキスタン法執行アカデミー）との間で、犯罪

白書作成支援を開始しました。また、同じく2020年から、JICAの民法・民事訴訟法の運用等に関する国別研修が開始され、2023年からは、司法能力強化に関する国別研修が開始されましたが、国際協力部はこれらの研修の実施にも協力しています。

さらに、2021年には、国際協力部とウズベキスタン司法省法律家トレーニングセンターとの間でも人材育成等の分野で協力関係を築きました。



現地協議の様子



国際会議での集合写真



行政手続法解説書発刊記念式典の様子

2002年	国際協力部が研修の実施等の協力を開始
2005年	JICA 倒産法注釈書作成支援プロジェクト開始（～2007年）
2008年	中央アジア比較法制研究セミナー実施（～2013年）
2018年	行政手続法、行政訴訟法成立 行政法共同研究（招へい）実施（以後毎年継続して実施）
2020年	犯罪白書作成支援開始（以後毎年継続して実施） JICA 国別研修（民法・民事訴訟法の運用等に関する研修）開始
2021年	司法省法律家トレーニングセンターと協力関係を構築
2023年	JICA 国別研修（司法能力強化）開始
2024年	行政手続法解説書（第一弾）の出版

バングラデシュ人民共和国

バングラデシュは、近年、高い水準での経済成長を続けており、日本企業の進出も増加しています。

国際協力部では、2013年にバングラデシュが「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」における重点8か国の一つにされたことを契機に、同国への支援に関する情報収集を行い、2016年には同国法務・司法・国会担当大臣らを招へいして共同研究を実施し、支援を開始しました。

2017年にはJICAの国別研修の支援が開始し、2024年にはJICAの法整備支援プロジェクト「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」が開始しており、国際協力部はこれに全面的に協力しています。



市民へのインタビューの様子



バングラデシュ最高裁判所

バングラデシュでは、裁判所に係属・滞留する事件数の削減が課題となっており、調停人の能力向上のための研修などを通じた調停の利用促進や訴訟実務の改善による裁判所の機能改善に向けた支援を実施しています。

2015年	現地調査実施
2016年	法務・司法・国会担当大臣を招へいして共同研究を実施
2017年	JICA 国別研修開始
2024年	JICA 法整備支援プロジェクト（司法アクセス向上プロジェクト）開始



スリランカ民主社会主義共和国

スリランカは、1972年に英連邦内自治領セイロンから完全独立し、1983年以降、25年以上にわたって内戦状態にありましたが、2009年には内戦を終結させ、その後、国家を挙げて平和構築・社会再建に取り組んでいるところ、重要な国家的課題の一つとして、刑事裁判において、深刻な訴訟遅延を招き、膨大な量の刑事事件が処理されないまま滞留している状態があり、さらに、重大犯罪者が適切に処罰されないなどの問題が生じていました。

そこで、JICAは、スリランカ政府からの要請を受け、2019年から刑事司法実務の改善に重点を置いて法制度整備支援を行うことを決定し、以後、国際協力部は、JICAの依頼に基づき、スリランカへ調査団を派遣して、現地司法の抱える課題等を調査した上、スリランカの刑事司法関係者を日本に招いて行う本邦研修を実施しました。

そして、新型コロナウイルス感染症の拡大下においてもオンライン研修等を実施したり、2022年には、スリラ



現地協議の様子



現地セミナーの様子

ンカに裁判官・検察官出身の国際協力部教官を派遣して対面でのセミナーを実施し、さらに、2024年3月には本邦研修を実施するなどして、継続的に同支援に全面協力しています。

国際協力部は、引き続き、JICAや関係機関と協力しながら、スリランカにおける刑事司法実務の改善、訴訟手続の遅延解消を目指し、積極的に活動していきます。

2019年	スリランカ現地に調査団を派遣
2020年～	日本での研修（1回）、オンライン研修（2回）実施
2022年	新型コロナウイルス感染症拡大後初となる現地セミナー及び現地調査実施
2024年	日本での研修（1回）実施





ネパール

ネパールでは、2008年に王政廃止と連邦民主制への移行が宣言されたことに伴い、法制度の全面的近代化を目指し、19世紀に制定された「ムルキ・アイン」（民事・刑事の実体法・手続法が混在した法典）の分割改正が進められました。このとき、ネパール側の強い要望を受けて、JICAが2009年から民法典の起草支援を開始し、国際協力部も、民法典の起草や民法解説書の作成に関する日本国内での研修に協力してきました。このような支援の結果、2017年に民法典が制定されました（2018年施行）。

これに加え、国際協力部では、刑事法分野についても独自の協力を開始し、2009年から現地セミナーを実施し、2011年からネパールの検事総長府の検事等を招へいして、共同研究を実施してきました。

また、2013年から2018年にかけて、事件処理の迅速化を目指したJICAの裁判所能力強化プロジェクトが実施され、国際協力部でも日本国内での研修を毎年受け入れました。

国際協力部は、現在も、JICAによる民法典の普及及び改正に向けた支援に協力し、日本国内での研修を受け入れているほか、独自の活動として現地セミナーを実施し、

民法典等の運用改善のために日本の法制度や運用等を紹介するなどしています。



現地ワークショップの様子



オンライン併用現地セミナーの様子

2009年	JICAの民法起草支援開始、刑事法に関する現地セミナーを実施
2010年	JICA支援の一環として民法典起草等に関する本邦研修を実施
2011年	刑事法に関する共同研究を開始
2013年	JICA裁判所能力強化プロジェクト開始（～2018年）
2018年～	民法及び刑事法に関する現地セミナーを実施
2022年～	民法改正及び運用改善に関する本邦研修を実施



ウクライナ

ウクライナは、1991年にソビエト連邦共和国から独立を果たしたものの、現在、ロシアによる軍事侵攻を受けています。当部は、2024年1月、ウクライナ司法省から、法制度整備支援の要請を受けたことから、同年12月に開催した法整備支援連絡会にウクライナ司法副大臣らを招へいするなどして、同国に対する法制度整備支援の協議を開始しました。

そして、当部は、2025年度からは、法務省独自の支援として、ウクライナから要請のあった犯罪の被害者や目撃者となった少年からの証拠収集のあり方・公判における保護、日本の家庭裁判所の仕組み等に関する共同研究を、JICAの国別研修に協力する形で、ウクライナで大きな問題となっている汚職の撲滅に向けた支援を、それぞれ実施する予定です。



キルギス共和国

キルギス共和国は、1991年に国家共和国独立宣言を行い、ソビエト連邦共和国から独立しました。

令和5年11月に、日本とキルギスは、日キルギス首脳共同宣言を発表すると同時に、キルギス法務省との間で、法務・司法分野に関する協力覚書（MOC）を締結し、令和6年7月には、MOCの合意内容を踏まえたアクションプラン（POA）を締結しました。

当部は、令和5年11月に締結されたMOCを踏まえ、キルギス法務省との間で具体的な協力のあり方について協議し、その結果、令和7年2月には、法務省独自の法務・司法分野に関する協力として、「第1回日キルギス共同研究」を実施しました。ここでは、キルギス法務省として関心の高い、行政手続・司法手続のオンライン化、国際調停、マネーロンダリング規制などの分野につき日本の知見の共有や意見交換を実施しました。

来年度以降も、キルギス法務省と具体的なテーマにつき協議しながら、継続して共同研究を実施していく予定です。





タンザニア連合共和国

タンザニア連合共和国(以下「タンザニア」)は、1964年、大陸部のタンガニーカ共和国(1961年独立)とインド洋島嶼部のザンジバル(1963年独立)が合邦して建国されました。

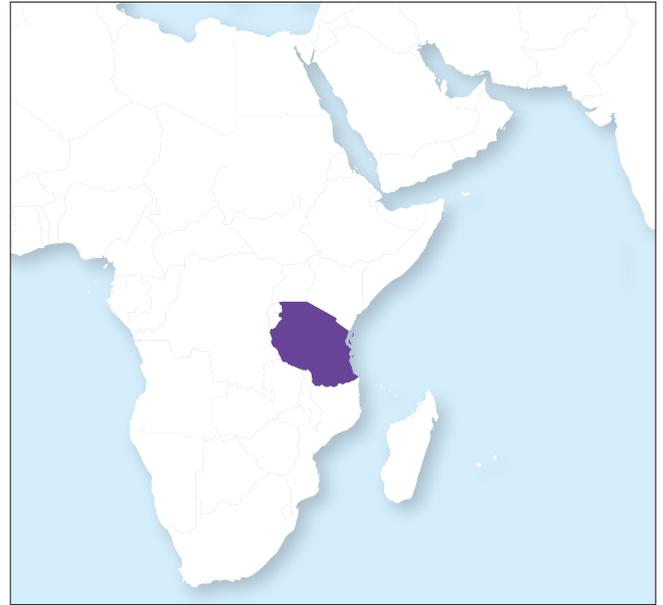
タンザニアは、従前、社会主義経済を標榜していましたが、1986年以降社会主義経済から市場経済へと転換を図りました。なお、現在経済は自由化されてきていますが、憲法にはなお社会主義国家であると明記されています。

タンザニアは、ビジネス環境の良好さを示す指標であるDoingBusiness ランキング(2020年当時・世界銀行)は190カ国中141位であり、近隣国(ルワンダ38位、ケニア56位等)と比しても劣後している状況にあります。これには、ビジネス許認可、税制・税務行政、関税政策・税関行政、土地政策、金融サービス規制、現地調達率規制などの関連する政策や法令の整合性がとれていないことが要因の1つとされていました。

当部は、タンザニアに対する法制度整備支援の可能性を検証するため、調査委託などを実施し、タンザニアの市場経済への転換を踏まえた法的課題の有無やその内容を調査しています。また、タンザニア憲法・司法省及び

司法長官府との関係構築を図り、法務・司法分野での協力の可能性について協議を行っています。

当部は、今後、タンザニアに対し、調査委託結果や関係機関との協議結果を踏まえつつ、共同研究等の支援を行う予定です。



フィジー共和国

フィジー共和国は、太平洋島しょ地域に位置する島国であり、1970年に英国から独立した共和国です。

法務省は、司法外交の一環として、令和6年1月にフィジー司法長官兼司法大臣(当時)との間で、法務・司法分野における定期的な対話プラットフォームである「戦略的司法対話」の創設に合意し、同年7月に第10回太平洋・島サミット(PALM10)の開催に合わせて、太平洋島しょ国・地域の司法関係者を招へいして「法の支配と国際協力」をテーマにシンポジウムを開催しました。

当部は、このような法務・司法分野での新たな協力関係の構築に向けた機運の高まりを受けて、フィジーに対して新たに法制度整備支援を開始することとし、関係機関との協議を踏まえて、令和7年3月に、法務省独自の協力として、フィジーの裁判所や司法長官府、司法省、法律扶助委員会から研究員を日本に招へいして、第1回「日・フィジー法・司法制度共同研究」を実施しました。同共同研究では、民事裁判の長期化対策と司法・行政手続のデジタル化・効率化をテーマに、日本側専門家の講義や

意見交換、関係機関への訪問などを実施しました。

今後も協力関係の強化・継続を目指して、具体的なテーマなどを協議しながら、共同研究を実施していく予定です。





ミャンマー連邦共和国

ミャンマーは、2011年3月に民政移管後、2015年総選挙を受けて国家最高顧問に就任したアウン・サン・スーチー氏の下、着実に民主化への道を歩み始めました。そこで、国際協力部は、2012年以降、現地調査や、連邦最高裁判所長官及び連邦法務長官の日本招へいなどの法律分野での交流を経て、2013年11月からJICAによる法整備支援プロジェクトに継続的に協力するなどして、ミャンマーに対する法制度整備支援を続けてきました。

法務省は、裁判官出身者を含む検事をJICA長期専門家として現地に派遣し、また、国際協力部が日本での研修を受け入れるなどしてきたほか、ミャンマーの持続的な経済成長を後押しするため、投資環境整備に資する法制度（土地関連）の調査を行うなどしてきましたが、2021年2月のミャンマー国軍によるクーデターを契機に、それら全支援活動を停止し、現在は終了しています。



国際協力部についてもっと知りたい！という方のために…

国際協力部が行う各種研修などの法制度整備支援活動、国際シンポジウムや外国法制の研究活動等は、国際協力部の機関誌である「ICD NEWS」に掲載されております。

また、法務省Webサイトの国際協力部業務紹介ページでは、上記「ICD NEWS」のバックナンバーのほか、国際協力部の最新情報を御覧いただけます。

https://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html



法務省 法務総合研究所国際協力部

〒196-8570
東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター
TEL：042-500-5150（代表）



2024年度に実施した 主な本邦研修・共同研究



